

県水お客様センター

電話番号  **0570-001-245**

受付時間

平日 8:45～18:00

土曜日 8:45～17:00

日曜日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は
お休みさせていただきます。



※FAX専用電話番号は、043-272-3333です

※以下の場合は、043-310-0321へおかけください

- ナビダイヤルをご利用になれない場合
 - IP電話をご利用の場合
→ナビダイヤルにつながらないため
 - 携帯電話の通話定額プラン（かけ放題等の無料通話プラン）をご利用の場合
→ナビダイヤルの場合、通常の通話料金が発生するため
- ※お電話の際、お客様の声を正確に把握し、電話サービスの向上を図るため、お問い合わせ内容を録音させていただきます。

毎日の暮らしに欠かせない水です。次のようなときは、「県水お客さまセンター」へご連絡ください。

※転入の場合は転入時に、転出の場合は3～4日前までに電話等でお届けください。

①新たに水道を使用するとき【給水申し込み】

■引越してきたとき

■家を新築したとき

「水道及び下水道使用申込書」に必要事項を記入し、送付していただいても結構です。

※お届けいただかないと使用開始日やお名前の確認がとれないので、後日、料金のトラブルのもとになります。

※県営水道では「千葉県水道事業給水条例」に基づき、お客様と契約を締結しております。

※給水条例は、P42～43に抜粋を記載しています。

全文をご覧になりたい方は県営水道HPをご確認ください。

口座振替の継続利用について

県営水道給水区域内（11市）での転居に限り、転居前の口座を引き続きご使用になれます。給水申し込みの際にお申し出ください。

インターネットによる
使用開始・中止等の受付も行っております。
詳細は千葉県営水道ホームページをご覧ください。
<https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/gyoumu/uketsuke.html>



習志野市にお住まいのお客様につきましては、下水道事業は習志野市(市役所)が行っていますので、別途お届けが必要です。

②水道の使用をやめるとき [給水の中止]

■引越していくとき

ご連絡の際は、住所・使用者名・引越しの日時・転居先のほか、お客様番号(「使用水量のお知らせ」又は領収証に表示してあります)を併せてお知らせください。

※お届けがないと、次に入居されるお客様との料金区別ができませんので、必ず県水お客様センターへお届けください。(引越し予定日の1か月前から受付しております。)

■改築や長期間留守にするなど、一時水道を止めたいとき

給水契約中は水道を使用しなくても基本料金がかかります。ご連絡いただければ、給水契約解除の手続を行います。なお、再びご使用になる時は、使用開始日をご連絡ください。

水道使用者標識



※企業局では、お客様からのお問い合わせやお届けなどに、すぐ対応できるように水栓番号をつけています。この標識はご家庭の玄関口などに貼ってあります。

③その他の変更があったとき

■ご利用になるお客様の名義を変えたいとき

■水道料金納入通知書の郵送先を変更したいとき

④道路で水がもれているとき

水もれをしている場所の住所又は目印となる建物などをご連絡ください。

県水お客様センターでは、上記の他に、

⑤料金、使用水量(漏水等)や水質に関するお問い合わせ

⑥水道に関する相談やその他のお問い合わせなどを受け付けています。

※お問い合わせのときは、使用水量のお知らせや領収証に記載されている「お客様番号」をお知らせください。

夜間・休日のご連絡は「水道センター」で受付します。なお、お客様の区域を受け持っている水道センターは、40ページをご確認ください。